

豐富町下水道事業經營戰略 (特定環境保全公共下水道)

令和 2 年度

建設課上下水道係

豊富町特定環境保全公共下水道事業 経営戦略

団 体 名 : 豊富町

事 業 名 : 豊富町特定環境保全公共下水道事業

策 定 日 : 令和 3 年 2 月

計 画 期 間 : 令和 2 年度 ~ 令和 11 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成14年(18年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適
処理区域内人口密度	17.44%	流域下水道等への 接続の有無	無
処 理 区 数	1		
処 理 場 数	1		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1			

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	豊富町特定環境保全公共下水道における基本使用料は、水道料金とともに一般用を10㎡、病院・老人ホーム・給食センター用・公衆浴場用を100㎡としている。 平成14年3月の下水道供用開始から現在まで、料金の改定は実施していない。						
業務用使用料体系の 概要・考え方	一般用基本料(10㎡)1,400円、超過料金(1㎡毎)140円、病院・老人ホーム給食センター用基本料(100㎡)9,000円、超過料金(1㎡毎)90円、公衆浴場用基本料(100㎡)5,000円、超過料金(1㎡毎)50円とした。(※消費税を除く)						
その他の使用料体系の 概要・考え方	令和2年3月31日現在で処理区域内水洗化率は93.5%となっているが、現在の使用料金では過疎化及び少子化による人口減少から多くの料金収入は見込めなく、一般会計による繰入金に依存せざるを得ない状況が予想される。 今後会計制度改正による法適用化後に、資産と経営の分析を行い、将来の見通しを行った上で料金改定を行い、収支均衡に近づける会計を目指す必要がある。						
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	3,040	円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	2,838	円
	平成30年度	3,040	円		平成30年度	2,817	円
	令和元年度	3,040	円		令和元年度	2,834	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。(記載の額は、算定した額に消費税を加算した額である(10円未満切捨て))

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく全ての用途を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	1名
事業運営組織	下水道事業特別会計は、現在職員数を最低限の1名とし人件費の節減に努めている。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	豊富浄化センターについて、下記に挙げる業務を民間業者に委託。 ※ 保守点検(水処理・汚泥処理等)、運転操作監視、水質試験、マンホールポンプ所保守点検、維持管理事務業務 また、汚泥処理・運搬については毎月、管渠清掃については年1回実施。
	イ 指定管理者制度	
	ウ PPP・PFI	
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

※添付「経営比較分析表」のとおり

--

2. 経営の基本方針

平成14年の供用開始から18年が経過し、施設・設備の整備とあわせて、更新が必要となっていることから、平成29年度に豊富町下水道ストックマネジメント計画を策定し、平成30年度の詳細設計を以て、翌年令和元年度から同計画に基づき機械計装・電気設備更新工事を実施しているところである。

今後も更新へ多額の費用が必要とされていることから、5年毎に計画の見直しを行いながら更新を実施する予定であり、施設の電気機械更新工事を中心に、マンホールポンプ場等のより効率的な維持管理を進めていく。

豊富町においても、少子高齢社会に伴う人口減少は続き、料金収入は減少傾向にあり、下水道事業を経営していく現状は厳しさを増している。そのため、中長期的な同計画に基づき、持続可能で環境保全を推進する下水道事業実現に向け、利用者に安全で快適な下水道サービスを提供することを基本方針とし経営の改善に努める。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

令和元年度以降、豊富町下水道ストックマネジメント計画に基づき、豊富浄化センター機械計装・電気設備更新を中心に事業を行う。但し、機器の一部については分解整備事業も併用しながら、費用対効果を考慮しつつ更新機器の延命も測り、効率的な経費節減に努める。

② 収支計画のうち財源についての説明

・人口減少から使用料金が減少傾向にはあるが、処理区域内人口については年度ごとに増減はあるものの急激な減少はないと考える。
・平成31年度より消費税増税に合わせ使用料1㎡あたり10%分の転嫁を実施し、使用料収入が増加。増額分は、基準外繰入へ補填し、収支均衡を目指す。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・償還元金についてはピーク時の7割程度まで減少している。
・支払利子については毎年減額。(年1,000～3,000千円程度)
・現時点で経費については職員給与費も含め、最低限の職員数により運営しており、現状の数値で計画。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	
投資の平準化に関する事項	第1期豊富町下水道ストックマネジメント計画は、平成30年度から令和4年度までであり、同計画に基づきで投資の平準化を図る。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	
その他の取組	令和4年度で処理設備における第1期豊富町下水道ストックマネジメント計画に一区切りつけ、令和5年度に財政状況・機器更新優先度を勘案した見直しを実施し、処理設備・マンホールポンプ設備を中心とした第2期同計画を策定し、維持管理事業を継続していく。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	現在まで料金改定は実施しておらず、現行の使用料金は平成26年度に消費税が8%に増税、平成31年度に10%に増税した分の転嫁を行っている。会計制度の法適用化の際には、財政・資産状況を勘案し「世代間における受益者公平な負担」のため料金の見直しを実施していく。
資産活用による収入増加の取組について	
その他の取組	

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	管内等他市町村の動向等注視し、包括的民間委託等を検討。
職員給与費に関する事項	一般会計にあわせ、国に準拠する。
動力費に関する事項	現在、豊富町下水道ストックマネジメント計画に基づき機械計装・電気設備更新を進めており、より効率的で最先端な機器を選定し動力費における費用減少を目指す。
薬品費に関する事項	実績値より発注を行う。
修繕費に関する事項	点検業務を定期的に行い、豊富町下水道ストックマネジメント計画を考慮したうえで緊急的な場合に修繕を行う。
委託費に関する事項	豊富浄化センターの維持管理に係る委託料について、費用及び人件費の現状維持を図る。
その他の取組	

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	近年、交付金の減額により当初の投資事業を縮小せざるを得ない状況から、事業が先延ばしになることが予想されることから、収支等が大きく変わることが考えられる。そのため、本戦略で示した計画については定期的に見直し、状況の変化(法適用化後)に合わせ本戦略の改定を行うこととする。
---------------------	--